

社会福祉法人白山市社会福祉協議会役員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人白山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬に関し必要な事項を定める。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬を支給する。ただし、役員が、行政職員及び本会の職員を兼ねるときには、これを支給しない。

(1) 会長については、報酬を月額16万円以内とする。

(2) 非常勤役員については、理事会及びその他の会議並びに監事監査等へ出席した場合には、日額4千円を支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 会長の報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、報酬の支給日が日曜日、休日又は土曜日に当たる場合は、その直前の平日（日曜日、休日又は土曜日に当たらない日をいう。）とする。

2 非常勤役員の報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月10日より施行する。